

(別紙8)
年 月 日

様

大阪市水道局長

児童手当額改定通知書

児童手当について、次のとおり額の改定をしましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。

記

- 1 改定後の算定基礎児童数及び手当月額
庶務事務システム各種手当認定情報照会画面にて確認してください。
- 2 改定年月
年 月
- 3 改定の理由

(注意)

扶養する児童数が変動したとき、受給資格がなくなったとき、振込口座を変更するとき等は、所定の手続きをしてください。

2月～5月分を6月7日に、6月～9月分を10月7日に、10月～1月分を2月7日にそれぞれ支払います。(7日が土曜日の場合は前日に、日曜日でその翌日が祝日である場合は前々日に、それ以外の日曜日又は祝日の場合は翌日に支払います。)

(連絡先) 職員課(研修・厚生)
(担当: 内線)